

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月25日

徳島市長 内藤 佐和子



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R2-1	徳島市飯谷町 千谷 54-3	35-チ-15	山林	1.48	令和13年3月 31日まで	

2 縦覧場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市経済部農林水産課
徳島市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、徳島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。